

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当る日は、
がと日、
の翌日)

目次

- ◇規 則 鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則
- 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十八号

鳥取県納税貯蓄組合規則(昭和三十年五月鳥取県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(補助金の交付)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「補助金」を「知事」に改め、「組合に対し、」の下に「法第十條第一項に規定する事務費の額に相当する額を限度として」を加え、「範囲内の額」を「補助金」に改め、同条同項第一号中「計算期間中におい

て、」の下に「当該組合の組合員が」を加え、「個人の県民税及び」を「個人の県民税、」に、「納入すべき県税を除く。」を「納入した県税及び証紙徴収の方法により徴収する県税を除く。」に、「納入書の数」を「納入書の総数」に、「十円に乘じて得た金額の合計額」を「三十円に乘じて得た金額」に改め、同条同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 前条の計算期間中において、当該組合の組合員が法定納期限内に納付し、又は納入した県税の総額の当該法定納期限内に納付し、又は納入すべき県税の総額に対する割合(以下「納付割合」という。)が百分の五十以上である組合については、当該納付し、又は納入した県税の総額に、納付割合が百分の七十以上の組合にあつては百分の一・三を、納付割合が百分の七十未満の組合にあつては百分の〇・七を乘じて得た金額

三 前条の計算期間中に新たに設立した組合で第一号に規定する納付書又は納入書を取り扱つたものについては、二千元

第四号様式中

交 付 率	
10円	1.3
	100
1,000円	

を

補 助 率	
30円	0.7
	100
2,000円	

に改

める。
第五号様式を第五号様式その一とし、同様式の次に次の一様式を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 補助金の交付に關する計算期間が昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までのものに係る補助金の交付に關しては、なお従前の例による。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十九号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。
第二十九条の次に次の一条を加える。

(更正をすべき理由がない旨の通知)

第二十九条の二 法第二十条の九の第三項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知は、第二十六号様式の二による通知書でしなければならない。

第五号様式の二を第五号様式の二その一とし、同様式の次に次の一樣式を加える。

第五号様式の二 その二

(裏)

お 知 ら せ
この通知について不服がある場合は、この通知を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

(表)

殿

自動車税税額変更通知書

さきに納税通知書で通知した税額を下記のとおり変更したので通知します。

年度	整理番号	登録番号						
		鳥 号						
変更した税額	すでに通知済の税額	増	減					
		円	円					
変更の理由	年 月 日	まつ	消	転出	移	転	変	更
年 月 日								
県税事務所長 印								

第十七号様式 その一

第十七号様式を次のように改める。

第	号	過誤納金還付(充当)通知書										
下記のとおり還付(充当)することとしましたので通知します。												
年 月 日												
県税事務所長 印												
住(居)所				氏名								殿
過誤納金の算定	一人別徴収簿番号	年度	期別	税目	納付(入)年 月 日	納付(入)額①	正 当 額②	過 誤 納 金③				
					. .							
						. .						
還付加算金の算定	基礎税額		始期	終期	日数	還付加算金④	備 考					
	円						円					
充当する額⑤	内	一人別徴収簿番号	年度	期別	科 目	未 納 額	充 当 額	充 当 後 の 未 納 額	備 考			
						円	円	円				
還付する額③ + ④ - ⑤		円										
過誤納金の生じた理由												

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第二十七号様式その三 削除

第二十七号様式その三を次のように改める。

第二十六号様式其二

第二十六号様式の次に次の一様式を加える。

更正をすべき理由がない旨の通知書	
年 月 日	
殿	
県税事務所長 印	
年 月 日付けで提出された更正の請求については、下記の理由によつて更正できませんので、地方税法第20条の9の3第3項の規定により通知します。	
請求の要旨	
請求の理由がないと認める事由	

お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の習日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第二十七号様式 その六

(表) 料理 飲食等 消費税 台帳

整理番号 年 度 番 号

経営場所の種類 種類		経営場所 場所		名称 所在地		特別徴収 義務者		氏名又は名称 居所又は住所		市 郡 町 村	
登録年月日 証票番号 証票交付年月日 開業年月日		年 月 日 第 号 年 月 日 年 月 日		法令区分 食品衛生法 旅館業法 風俗営業法 等法		種 別 許可年月日 年 月 日 年 月 日 年 月 日		許 可 番 号 第 号 第 号 第 号		摘 要	
営業開始 登録抹消年月日 証票返納年月日 廃業年月日		年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日		区 分 土 地 建 物 備 品 等		住 所 又 は 居 所		氏名又は名称		賃 貸 料 摘 要	
その他 個人、法人等の別 資決 本算 金期 電話 番号 号		個人 青色 法人 家族 千円 日 月 (局) 番		経営場所の所有者 備 考		現在 人		現在 人		現在 人	

第二十七号様式その六を次のように改める。

第五十号様式

鳥取県知事

殿

年度個人県民税課税状況報告書

年 月 日 提出
市町村長 印

1 課税総額に関する調

区 分	市 町 村 民 税 課 税 額			県 民 税 課 税 額			市町村民税及び県民税の課税総額 (3)+(6) (7)	課税総額に対する県民税課税額の割合 (6)+(7) (8)	納 税 義 務 者 数			
	均等割 (1)	所得割 (2)	計 (3)	均等割 (4)	所得割 (5)	計 (6)			均等割のみのもの (9)	所得割のみのもの (10)	均等割及び所得割を納めるもの (11)	合 計 (12)
普通徴収分	円	円	円	円	円	円	円	割 分 厘 毛	人	人	人	人
特別徴収分												
合 計												

2 所得割額に関する調

区 分	課税標準額の段階	所得割の納税義務者数 (10)+(11) (ア)	事業専従者除 控 (イ)	純損失等の前年前 3年間の繰越控除 (ウ)	総所得金額等 (ニ)	所得控除 (オ)	課税標準額 (エ)-(オ) (カ)	算出税額 (キ)	税額控除 (ク)	所得割の税額 (キ)-(ク) (ク)
普通徴収分	150万円以下のもの									
	150万円をこえるもの									
	計									
特別徴収分	150万円以下のもの									
	150万円をこえるもの									
	計									
合 計	150万円以下のもの									
	150万円をこえるもの									
	計									

3 諸控除等に関する調

(1) 区 分	納税義務者数 人	控 除 員 人	控除額 (A) 円	(2) 区 分	雑 損 控 除		医 療 費 控 除		社 会 保 険 料 控 除		小 規 模 企 業 共 済 掛 金 控 除		生 命 保 険 料 控 除		(3) 区 分	配 当 控 除		
					納税義務者数 人	控 除 員 人	納税義務者数 人	控 除 員 人	納税義務者数 人	控 除 員 人	納税義務者数 人	控 除 員 人	納税義務者数 人	控 除 員 人		納税義務者数 人	控 除 員 人	控 除 員 人
普 通 徴 収 分	青			普 通 徴 収 分											普 通 徴 収 分			
	白																	
	計																	
特 別 徴 収 分	青			特 別 徴 収 分											特 別 徴 収 分			
	白																	
	計																	
合 計	青			合 計											合 計			
	白																	
	計																	

- (記載上の注意)
- この報告書は、当該年度に現年度分として課税した総額について記載すること。
 - (4)の額は、(9)+(11)の人員に100円を乗じた額に符合し、(5)の額は(ウ)の額に符合するものであること。
 - (8)欄の率は、小数点以下4位までとし、5位以下は切り捨てること。
 - 「納税義務者数」は、課税人員を記載すること。ただし、法第33条の規定による合算対象世帯員については、かつこで外書とすること。
 - (ア)欄の人員は、(10)+(11)の人数と符合するものであり、基礎控除の対象となつた人員であること。
 - (イ)欄の額は(A)欄の額に、(ウ)欄の額は(B)欄の額に、(ク)欄の額は(C)欄の額にそれぞれ符合するものであること。

第五十号様式を次のように改める。

第五十一号様式

鳥取県知事

殿

年度 月 分 個人 県 民 税 賦 課 徴 収 状 況 報 告 書

年 月 日 提出
市町村長 印

第五十一号様式を次のように改める。

区 分	調 定 額 等						特定あん 分率又は 確定あん 分率	収 入 済 額		不 納 欠 損 額		未納額 (県民税)	払 込 額					
	県 民 税 分			市 町 村 民 税 分				県民税と 市町村民 税の合計 の月末 累計	県民税分 の月末 累計	(県 民 税)			前月末 累計額	本 月 中		本月末 累計		
	前月末累計	本 月 中	本月末累計	本 月 中	本月末累計	本 月 中				本 月 末	本 月 中			本 月 末	納換額		払込額	
	人員 税 額	人員 税 額	人員 税 額	人員 税 額	人員 税 額	人員 税 額		収入	累計	処分額	累計							
本 税	現年度分	均等割及び 分離課税にか かる所得割計																
	過年度分	均等割及び 分離課税に係 る所得割計																
	現年課税計						0.											
滞 納 繰 越 分	年度課税分						0.											
	年度課税分						0.											
	年度課税分						0.											
	計						0.											
本 税 計						0.												
加 算 金	現年課税分	過少申告加算金					0.											
	滞納繰越分	不申告加算金					0.											
		重加算金						0.										
	滞納繰越分	過少申告加算金					0.											
		不申告加算金						0.										
重加算金						0.												
計						0.												
外 滞 金	現年課税分	年度課税分					0.											
	滞納繰越分	年度課税分					0.											
		年度課税分						0.										
	計						0.											
合 計																		
還 付 金 等	区 分	前月末累計	本 月 中	本月末累計	備 考			備考 1 「人員」欄には、課税実人員を記載すること。 2 「調定額等」欄中「本月中」の人員は、実人員に異動を生じた場合にのみ計上すること。 3 特定あん分率又は確定あん分率は、小数点以下4位までとし、5位以下は切り捨てること。 4 加算金及び延滞金は、本税の課税年度により区分して記載すること。 5 この報告書は、翌月10日までに提出すること。										
	過 誤 納 還 付 金																	
	還 付 加 算 金																	
	納 期 前 納 付 報 奨 金																	

第六十四号様式

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則

第六十四号様式を次のように改める。

自動車税納税証明書			
証明書番号 第 号			
殿			
自動車登録番号	鳥	号	
納税済年月日	年	月	日
本証明書の有効期限	年	月	日まで
備 考			
上記のとおり証明します。			
年 月 日			
県税事務所長 印			